HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学会記事
Citation	北大法学論集, 69(5), 1-3
Issue Date	2019-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/72417
Type	other
File Information	lawreview_vol69no5_07.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学会記事

〇二〇一八年七月二五日（水）午後二時より

「民法における優生思想」

報告者　小沼　イザベル

（フランス国立東洋言語文化大学）

出席者　二十六名

本報告では、法学の中でも、特に民法学における優生思想に焦点をあて、優生結婚の法制化の有無をめぐりどのような議論が繰り広げられたのか、穂積重遠など主要な法学者と優生思想の関係を紹介した。発表の構成は戦前と戦後に分かれるが、法学者の発言等を通し、むしろその連続性に注目したものである。

優生思想は、それを「思想」ととらえるか（ユーゼニズム）、もしくは「学問」ととらえるか（ユーゼニックス）で、その目的やコンテクスト、さらに手段・媒体も変わってくる。それら手段・媒体の一つとして法律が使われ、国によって、その射程、時期、思想的位置づけ等がかなり異なってくる。

日本の優生法は、カナダ、アメリカやスエーデンと比べ、かなり遅い時期まで存在した。多くの国では、一九七〇年代に断種法が廃止されるか緩和されるかした中、日本では、一九九六年まで優生保護法が適用される。理由として、新生活運動、ウーマンリブ、青い芝の会など市民運動間の力学も挙げられるが、それと同時に、優生保護法が憲法違反の法律であるという意識が、一般市民はもとより、法学者の間でもあまり広まっていなかったことも大きかったのではないだろうか。そのような疑問を出発点として、主に以下の二点に絞り論考する。

一．花柳病男子の結婚制限運動

平塚らいてうを代表とする新婦人協会は、花柳病に罹っている男子の結婚を制限する目的で運動を起こし、衆議院へ請願書を計三回提出した。婚姻を制限することは、民法の婚姻の要件につながるため、平塚らいてうは民法学者穂積重遠の助言を求める。相談を受け、重遠は『婚姻制度講話』（一九二五年、付録「優生学と婚姻法」参照）の中で請願書を詳しく分析し意見を加え

ている。なお、重遠は同運動に懐疑的であり、優生学的観点からは反対しないものの、このような婚姻制約を設けることにより、さらに法律婚が減るのではないかと心配する。その後、同請願は女尊男卑的な性格が問題視され、花柳病対策は売春の取締りと形を変え、さらに優生思想は、不妊手術の合法化（国民優生法）という形で法制化される。このプロセスは、日本の優生政策の重心が結婚規制から出産規制へと移り、断種法へと議論が進んだことの表れであろう[1]。この流れを穂積重遠は以下のようにコメントしている。

「遺伝的の疾患・欠陥・奇形等を有する者と結婚との関係については、それらの者の結婚を法律で禁止するといふ遣り方もあるのでありまして、米国の諸州やスカンディナヴィヤ諸国などでは以前からさういふ法律を設けています。しかし我国では其方法を採らず、結婚は差支ないが子が出来ないやうな手段を講じさせることにしたのであります[2]。」

二．民法婚姻規定と優生思想

戦後における民法と優生思想の接点は、一九四八年の優生保護法と同年施行された改正民法における婚姻規定との関係を通し考えることができる。特に民法七三三条は再婚禁止規定を定めるものであるが、そちらが平等原則に反しているか否かという議論の中、奥野健一は当時、「誰の子供であるかということが混乱する、そういうような優生学上の見地から」同条を肯定している[3]。ここで再婚禁止期間は、嫡出・非嫡出間の親子関係を明瞭に線引きできるという理由から、「優生学的な生殖」という枠を保障するものとして正当化されている。さらに男女の自由な合意による結婚を尊重する上で、優生学的欠陥者の結婚は制限する必要があるという発言もあり、「婚姻の優生的な合意」という考えが根底にあったことが分かる。新憲法のもと、婚姻年齢が両性ともに一年遅くなると同時に、両親の同意が必要とされる年齢が二〇歳までと下がり、一見男女の自由を尊重する改正が中心的なものとなっているが、その結婚のモデルとするところはいわゆる優生結婚であり、とくに優生結婚でないケースを出来る範囲でなくす（障害者の結婚）、合意規定により制限できない場合（らい病患者など）でも、結婚を許すが生殖を制限する（不妊手術と中絶の合法化）などの方法がとられている。以上から、ごく断片的ではあるが、民法の婚姻規定と優生思想の関係が伺えよう。さらに優生結婚の有無、優生的な生殖の有無で扱いが異なってくることが平等原則に反してい

る、という考えは、少なくとも主流ではなかったといえよう。今後さらに、ヒューマニズム（人道主義）との関係も考察に取り入れていきたい。

（1）詳しくは、小沼イザベル「花柳病男子の結婚制限と法律婚にみる戸籍の法的役割」三谷博（監）クロード・アモン／廣瀬緑（編）『近代日本とアジア―地政学的アプローチから』勉誠出版、二〇一六年、一六五～一八六頁。

（2）穂積重遠『結婚訓』中央公論社、一九四一年、五四頁。

（3）国会参議院司法委員会一九四七年八月二一日議事録（http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/001/1340/00108211340017.pdf）.